

# 北部地域振興戦略(中間評価及び改定)策定業務 仕様書

## 第1章 総則

(適用範囲)

第1条 本仕様書は、北部広域市町村圏事務組合(以下「甲」という。)が受託者(以下「乙」という。)に発注する「北部地域振興戦略(中間評価及び改定)策定業務」に適用する。

(業務名)

第2条 業務名は「北部地域振興戦略(中間評価及び改定)策定業務」とする。

(業務場所)

第3条 本業務の業務場所は、沖縄県北部地域とする。

※参考 沖縄県北部地域(やんばる)＝名護市、国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、恩納村、宜野座村、金武町、伊江村、伊平屋村、伊是名村の12市町村を指す。

(履行期間)

第4条 本業務の履行期間は、契約締結日～令和8年3月31日とする。

(業務の目的)

第5条 北部地域では、県土の均衡ある発展を目的に、「人と産業の定住条件整備」による「15万人の圏域人口の創出」を目標として、平成12年度から「北部振興事業」を実施している。平成12年度からの「沖縄北部特別振興対策(特定開発事業推進費)事業費」に始まり、平成22年度～平成23年度は「沖縄北部活性化特別振興(対策特定開発事業推進費)事業費」、平成24年度からは「沖縄北部連携促進特別振興(特定開発事業推進費)事業費」としてこれまで継続し実施してきたが、現在取り組んでいる「北部地域新振興戦略」については令和4年度から5か年の計画期間が設定されており、当該計画の期間が令和8年度に終了するため、それ以降の新たな事業継続に向け、これまでの事業効果の評価を行い、改めて北部地域の振興のめざすべき方向性を示す必要がある。

前途の北部地域新振興戦略の計画期間においては、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響による大きな社会変化があり、北部地域のみならず全国的にデジタル化が加速された。また、「やんばるの森」の世界自然遺産登録や、本年度には新テーマパーク「ジャングリア」が開園されるなど、北部地域の観光振興に追い風が吹き、甲においてもDMO(観光地域づくり法人)が設立に向けた取組が始まっている。

本業務は、これまでの北部振興事業の事業効果の評価を行うとともに、大きな変革の時期を迎える北部地域の現状に沿った、新たな北部振興の方針を策定し、令和9年度以降の5か年計画を含めた、新たな北部振興の戦略を取りまとめるものである。

(上位関連計画、法令等の遵守)

第6条 本業務は、当該仕様書に定めるもののほか、次の各号に掲げる関連計画、関係法令等に即して業務を遂行しなければならない。

- (1) 契約書
- (2) 北部地域振興戦略策定業務報告書(令和3年10月策定)
- (3) 北部地域新振興戦略5カ年計画(令和4年3月策定)
- (4) 北部広域ネットワーク利活用計画書(令和4年3月策定)
- (5) やんばる観光地域づくり戦略、やんばるDMO戦略(令和7年3月策定)
- (6) 新・沖縄21世紀ビジョン基本計画(令和4年5月)
- (7) その他関連計画及び関係法令等

(書類の提出)

第7条 本業務の履行にあたっては、乙は次の各号に掲げる書類を遅滞なく提出しなければならない。

- (1) 着手時:着手届、工程表、業務計画書、管理技術者通知書
- (2) 完了時:完了報告書、納品書、業務成果引渡書、成果品

(協議及び協議解決)

第8条 本業務が円滑に実施されるよう、業務の進捗状況や業務内容に関する打合せを適宜実施し、十分な連絡調整を図るものとする。また、本業務の実施に際して疑義が生じた場合は、協議簿作成のうえ甲乙協議するものとする。

(業務計画)

第9条 乙は、あらかじめ業務に必要な業務計画書を作成し、甲と協議しなければならない。

(成果品の検査)

第10条 乙は、本仕様書等に定められた業務を行い、成果品の検査に合格したときに業務は完了するものとするが、業務完了後において誤りを発見したときは、直ちにこれを訂正するものとし、これに対する経費は乙の負担とする。

(乙の責務)

第11条 乙は、当該業務を履行するにあたり、第5条の業務目的及び次の各号に掲げる事を遵守するものとする。なお、調査にあたっては最新のデータを活用し、必要に応じて複数年のデータを用いるものとする。

- (1) 乙は、誠実を旨として業務にあたらなければならない。
- (2) 乙は、本業務により知り得た事項について、非公開とするべきものについては、非公開を厳守し、また甲の承諾を得ないで他の目的に利用してはならない。
- (3) 本業務中に、地元住民や権利者等から業務に関して、異議があった場合、速やかに

甲と協議しなければならない。

- (4) 乙は、本業務の実施にあたり技術上の管理を行う管理技術者を定め、業務全般にわたり技術的管理を行わなければならない。
- (5) 乙は、業務のために必要な関係官庁の手続きとその他関係者に対して、常に密な連絡を取ると共に十分な協議を行い、円滑な業務の進捗を期さなければならない。
- (6) 乙は契約遂行に必要な関係資料の貸与を申し出ることができる。

## 第2章 業務内容

(業務内容)

第12条 業務内容は、概ね次のとおりとするが、乙の提案内容に基づき、甲と乙との協議により業務内容を決定する。また、業務の実施に当たり、より効果的な成果を得るために新たな提案は、これを妨げない。

### (1) 北部地域の現状把握

北部地域の現状把握のため、人口動態や社会動態などの変化を把握するとともに、北部振興事業の現状も把握する。加えて、北部振興事業の実施主体となる北部12市町村の現状も把握する。

### (2) 北部地域新振興戦略を含めた過去の北部振興事業の振り返り

北部振興事業の進捗状況の把握とともに事業効果を計る。また、効果の測定方法についても検証を行う。

### (3) 次期（令和9～13年度）振興戦略の策定

#### ① 次期振興戦略の位置づけ

北部12市町村における総合計画や総合戦略等の個別の関連計画に加え、国や県などの上位計画や関連計画との整合を図り、本計画の位置づけを明らかにする。

#### ② 次期振興戦略の方針について

令和9年度以降の北部地域新振興戦略について、ターゲットとする課題の整理や目指すべき未来像、コンセプトや基本方針等を整理する。また、詳細な施策の方向性を検討し、実現可能な北部振興事業の計画策定を行う。

#### ③ 実施計画（案）について

令和9年度以降の次期振興戦略を進めるにあたり、ロードマップの策定や実施体制の構築など、計画の推進にあたっての具体的な計画(案)を策定する。

### (4) 各種会議の開催支援

北部広域で主催する各種会議（北部広域幹事会（3～4回）、副市町村長会（3～4回）、理事会（2回））の資料作成や会場設営などの開催及び運営の支援を行う。

(留意事項)

第13条 本業務の実施に当たっては、受注者のこれまでの経験に基づく知識や組織力を十分に活用し、全国の情報や事例を広く収集し、実現性の高い具体的な施策を提案する。また、乙は第12条に記載した各業務内容を適切かつ円滑に実施するために、甲との協議・

調整を始め、関係市町村や関係機関、民間事業者、地元とも十分な協議・調整等を行うものとする。

### 第3章 成果品

(納入成果品)

第14条 本業務において提出する成果品は、以下のとおりとする。

- (1) 報告書100部(冊子を想定。北部12市町村、関係機関への配布)
- (2) 概要版100部(冊子を想定。北部12市町村、関係機関への配布)
- (3) 上記成果物に係る電子媒体(PDF及びWord形式)
- (4) 各種引用データ、集計データ等の成果物
- (5) 打合せ記録簿、経費明細書
- (6) 上記ドキュメントを保存した電子媒体
- (7) その他甲が指示する資料等

(納品方法)

第15条 契約期間内に、第14条納入成果品に定める成果品を提出すること。

### 第4章 その他

(その他留意事項)

第16条 第1章から第3章に定めるもののほか、以下の各号に定める内容に留意し、円滑に本業務を行うこと。

- (1) 本業務に必要な打ち合わせ資料、協議会・専門部会等の資料について、事前に印刷し郵送又は持参すること。
- (2) 本業務の実施にあたり、密に打合せ等を行うこととし、打合せ等を行ったときは、その都度打合せ簿を提出し、甲の承認を受けるものとする。
- (3) 本業務の遂行にあたり、乙は業務上知り得た事項を第三者に漏洩しないよう十分注意すること。
- (4) 当委託業務に係る全ての成果物の著作権(著作権法第27条、第28条に規定する権利を含む)は、甲に帰属するものとする。乙は、当業務の実施のために必要な、乙が従前より有する著作権、あるいは第三者の著作権については、当該著作権の利用に当たり、支障のないよう書面により確認しなければならない。特に書面で報告が無い場合は、乙は問題がないことと認識し、以後何らかの問題が発生した場合は乙の責任により対処すること。
- (5) 本仕様書に記載されていない事項が発生した場合、又は、本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合は、乙は甲と協議する。